

稻城市ふれんど平尾
特定相談支援事業所
運営事業者
募集要項

稻城市役所
福祉部障害福祉課
令和8年1月

目 次

1	募集の趣旨	1
2	事業形態	1
3	公募する事業及び規模	1
4	物件	1
5	施設整備・運営に関する条件	2
6	応募資格	2
7	応募方法等	2
8	選定方法について	3
9	審査結果の公表について	3
10	運営事業者決定までのスケジュールについて	3
11	問合せ先及び申請書類等の提出先	3

1 募集の趣旨

稲城市（以下「市」という。）では、複合施設ふれんど平尾の一室を利用し、特定相談支援事業所を運営する事業者を募集します。

なお、市は事業者の選定にあたり、民間事業者がそのノウハウを活かして運営を行うとともに、障害者（児）のことを最優先に考え、かつ質の高い安定した障害福祉サービスを提供することのできる事業者を選定するものです。

2 事業形態

本事業は、公共施設の一室を利用し、障害福祉サービス事業を実施するために室内を自ら整備し、運営していただくものです。

3 公募する事業及び規模

公募する事業は、障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 18 項に規定する特定相談支援事業及び 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援事業とする。

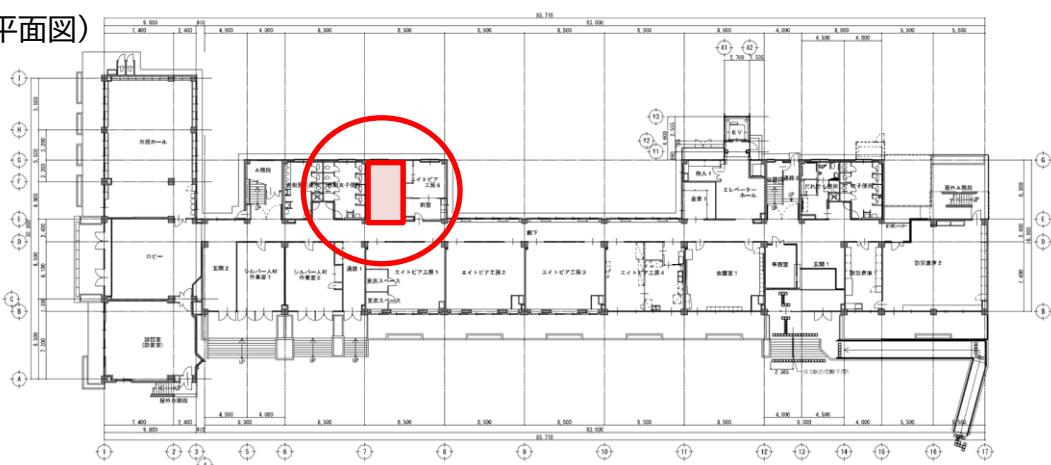
4 物件

場所：複合施設ふれんど平尾 1 階の一室（約 25 m²） その他：室料及び光熱水費は免除
1 台分駐車スペース有り

（下図参照）



（平面図）



5 施設整備・運営に関する条件

令和8年3月までに、特定相談支援事業所開設に向けて整備し、令和8年4月より運営を開始すること。室内整備に要する費用は事業者の自己負担とする。また、以下の項目を全て満たすこと。

- ① 利用の対象者は稻城市民（稻城市援護の障害者含む）とすること。
- ② 稲城市地域生活支援拠点等の機能を担う事業所等の届出をすること。
- ③ 稲城市基幹相談支援センターが受けた相談や緊急対応等について、同センターと連携して対応すること。

6 応募資格

（1）応募資格（以下の項目を全て満たすこと）

- ① 当該地の近隣に法人本部を置き、有事において直ちに本部から人員が駆け付けられる環境であり、営利を目的としない民間法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人、NPO 法人等）で、稻城市内で福祉事業所運営の実績をもつこと。
- ② 東京都の特定相談支援事業所の運営基準を満たしていること。
- ③ 障害福祉サービス事業所を継続的・安定的に運営するために必要な財政基盤、運営体制並びに社会的信望を有していること。

（2）欠格事項（以下のいずれかに該当する場合は応募できない。）

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されている法人。
- ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により再生手続を開始している法人。
- ③ 稲城市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置期間中である法人。
- ④ 稲城市の競争入札参加資格の指名停止措置を受けている法人。
- ⑤ 国税又は地方税を滞納している法人。

7 応募方法等

（1）募集期間

令和8年1月15日（木）から1月28日（水）午後5時まで

（2）応募方法

- ① 必要書類を募集期限までに障害福祉課まで提出すること。
＊提出書類はA4 片面印刷とし、正本1部及び副本4部を提出すること。
- ② 土日祝を除く午前8時30分から午後5時までに、あらかじめ電話予約の上、持参すること。
- ③ 提出期限経過後の提出書類の追加、又は変更是原則として受け付けないこととする。ただし、市から指示した場合はこの限りではない。
- ④ 提出された文書等は、返却しない。
- ⑤ 提出された文書等の著作権は応募者にあるが、稻城市情報公開条例（平成14年稻城市条例第30号）の規定に基づく情報公開の対象文書とする。
- ⑥ 市は提出された文書等について、必要に応じて無償で使用できることとする。
- ⑦ 本件の応募に関する一切の費用は、応募法人の負担とする。

（3）応募に関する質問

- ① 質問がある場合は、令和8年1月22日（木）までに、「応募に関する質問票」（別紙2）により、障害福祉課までメールで電子データを送信すること。
- ② 全体にかかる質問については、質問と回答を市公式ホームページ上にて掲載する。

（4）提出書類等

必要書類は、下記の申請書及び事業者として提案する事項に関する書類①から③とする。

- ・稻城市ふれんど平尾 特定相談支援事業所運営事業者応募申請書（別紙3）

【事業者として提案する事項に関する書類】

- ① 法人紹介、障害福祉サービス事業所運営実績（様式1）
- ② 応募理由（様式2）
- ③ 運営方針等（運営にあたっての方針や目標等）（様式2）

8 選定方法について

- ① 事業者の選定は、本要項を選定基準とし、「稻城市障害福祉サービス事業所運営事業者選定委員会」で事業者の候補を選定し、審議の報告を踏まえ、市長が決定する。
- ② 評価は、第一次審査として書類審査、第二次審査としてヒアリングを実施し評価とする。
※場合により、応募事業者が現に運営している施設の見学を実施する。
- ③ 選定にあたっては、第一次審査を通過した事業者のみに第二次審査を行うこととする。
- ④ 第二次審査（ヒアリング）の実施にあたっては、各法人3人以内の出席とする。
- ⑤ 第二次審査（ヒアリング）の条件等は、第一次審査を通過した法人へ通知することとする。

9 審査結果の公表について

決定した運営事業者については、名称等を公表する。また、その他の応募者については、審査結果を公表する際や稻城市情報公開条例に基づき情報公開を求められた場合に、必要な情報のみ公開する。

なお、応募者からの提出書類については、運営事業者の選定に関する業務以外の目的には使用しない。決定した運営事業者は、提案された事業の確実な実施のため、市と施設運営等に関する基本協定を締結すること。

10 運営事業者決定までのスケジュールについて

- | | |
|------------|----------------------------|
| 令和8年 1月15日 | 広報いなぎ及びホームページにて公募開始 |
| 1月22日 | 質問事項の提出期限 |
| 1月28日 | 「応募申請書」及び「提案事項に関する書類」の提出期限 |
| 2月 上旬 | 一次審査 |
| 2月 下旬 | 二次審査 |
| 3月 上旬 | 運営事業者の決定・「運営事業者決定通知書」の送付 |
| 3月 下旬 | 基本協定を締結 |

11 問合せ先及び申請書類等の提出先

稻城市福祉部障害福祉課 障害福祉係 住所：稻城市東長沼2111（稻城市役所2階）

TEL：042-378-2111（内線229・230） FAX：042-378-5677

Mail：shougaifukushi@city.inagi.lg.jp